

兵庫県公報

平成23年6月10日 金曜日 第2293号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 土地改良事業の計画変更認可（同）	2
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	5
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	6
○ 西播都市計画道路事業の認可（道路街路課）	6
○ 土地区画整理組合の解散認可（市街地整備課）	7
○ 市街地再開発組合の事業計画の変更認可（同）	7
○ 道路の位置指定（建築指導課）	7
公 告	
○ 入札公告（広報課）	8
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	9
○ 随意契約の相手方等の公示（情報企画課）	10
○ 同 上（同）	11
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	11
正 誤	
○ 平成23年4月5日付け兵庫県公報第2275号中	12

告 示

兵庫県告示第649号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成23年6月10日

兵庫県知事 井戸敏三

東芦田土地改良区

退任役員

役員区分	氏名	住所
理事	蘆田博文	丹波市青垣町東芦田948番地1
同	長井克己	同 市青垣町東芦田928番地2
同	蘆田和彦	同 市青垣町東芦田901番地2
同	蘆田透	同 市青垣町東芦田234番地
同	芦田八郎	同 市青垣町東芦田432番地3
同	荻野弘敏	同 市青垣町東芦田71番地1
同	門尾重治	同 市青垣町東芦田1265番地
同	蘆田恒雄	同 市青垣町東芦田1478番地
同	小寺昌彦	同 市青垣町東芦田658番地

監 事	長 井 一 巳	同 市青垣町東芦田1027番地
同	小 寺 正 晴	同 市青垣町東芦田678番地 2
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	足 立 辰 彦	丹波市青垣町東芦田1109番地
同	大 西 義 喜	同 市青垣町東芦田174番地 1
同	塩 見 克 洋	同 市青垣町東芦田344番地
同	仙 水 秀 知	篠山市杉221番地 4 リビオンA棟201号
同	田 中 一 彦	丹波市青垣町東芦田131番地
同	蘆 田 秀 行	同 市青垣町東芦田512番地
同	蘆 田 和 也	同 市青垣町東芦田696番地 1
同	長 井 真 澄	同 市青垣町東芦田1063番地
同	蘆 田 修	同 市青垣町東芦田1457番地
監 事	長 井 一 巳	同 市青垣町東芦田1027番地
同	小 寺 正 晴	同 市青垣町東芦田678番地 2



兵庫県告示第650号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成23年6月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
松山土地改良区	平成23年5月23日
成相土地改良区	同



兵庫県告示第651号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業の計画変更を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成23年6月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
成相土地改良区	維持管理事業	成相地区	平成23年5月23日



兵庫県告示第652号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年6月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市但東町大河内字河ノ辺67の3から67の9まで、67の14から67の23まで、68、68の1から68の15まで、843、字稲ヶ谷829から831まで、833から837まで、837の1、837の2
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇河ノ辺67の14・67の15・68の14・843（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字稲ヶ谷829・834（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、830、831、833

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第653号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年6月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町岸田字上へ山3840

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第654号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年6月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町岸田字畑ヶ平3841、3841の2から3841の15まで、3841の21、3841の23

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第655号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年 6月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町岸田字横坂3842の1から3842の9まで、3842の13から3842の21まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第656号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年 6月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町岸田字東上山1070、1070の1から1070の3まで、1070の6から1070の27まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第657号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年 6月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町岸田字東上山1070の4
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第658号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 6月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
川崎重工業株式会社明石工場
明石市川崎町1番1号
明石工場事務所長 岡 本 望
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
川崎重工業株式会社明石工場
明石市川崎町1番1号
 - (3) 特定施設に関する事項

種	類	66号 電気めつき施設	
能	力	炭素繊維 10m/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既 設	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既 設	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時～18時 8時間	
使用時間の季節的変動の概要		な し	
	区 分	通 常	最 大
	水素イオン濃度 (水素指数)	3	5
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—

使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	170	1,700
	浮遊物質 (単位 mg/L)	3	30
	窒素含有量 (単位 mg/L)	700	7,000
	りん含有量 (単位 mg/L)	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1未満	1未満
	ニッケル含有量 (単位 mg/L)	2,900	29,000
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0	0.02

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成23年 6月10日から同年 7月 1日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び明石市環境部環境保全課



兵庫県告示第659号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第14条第 1 項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成23年 6月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
基本測量 (電子国土基本図 (オルソ画像) 作成)
- 2 作業期間
平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで
- 3 作業地域
豊岡市、養父市、宍粟市、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町及び同郡新温泉町



兵庫県告示第660号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成23年 6月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量 (3級基準点測量 2点)
- 2 作業期間
平成23年 4月 1日から同年 5月13日まで
- 3 作業地域
尼崎市口田中及び瓦宮地区



兵庫県告示第661号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第59条第 1 項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成23年 6月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
赤穂市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
西播都市計画道路事業
8.7.554号有年横尾線
- 3 事業施行期間
平成23年6月10日から平成27年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
赤穂市有年横尾字丁田及び字平田地内
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第662号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、相生市菅原横尾土地区画整理組合の解散を平成23年5月27日に認可した。

平成23年6月10日

兵庫県知事 井戸敏三



兵庫県告示第663号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、阪神尼崎駅南地区市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

平成23年6月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 組合の名称
阪神尼崎駅南地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成17年1月17日から平成24年3月まで
- 3 施行地区
尼崎市御園町の一部
- 4 事務所の所在地
尼崎市御園町24番
- 5 設立認可年月日
平成17年1月17日
- 6 変更認可年月日
平成23年5月30日



兵庫県告示第664号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成23年6月10日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H22但豊位置 0006号	23.5.23	豊岡市中陰字横枕566番の一部	6.00	44.36

公 告

入札公告

兵庫県ホームページデータ移行業務委託に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

平成23年6月10日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 業務件名

兵庫県ホームページデータ移行業務委託

(2) 仕様

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

平成23年7月1日（金）から同年9月30日（金）まで

(4) 履行場所

兵庫県が指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部広報課 担当 北田

電話 (078) 341-7711 内線 2068

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成23年6月10日（金）から同月17日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成23年6月24日（金）午前11時 兵庫県庁2号館 11階1106号室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成23年6月23日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年6月22日（水）午前11時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を平成23年6月17日（金）午後5時までに提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成23年7月1日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。



特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成23年 6月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成23年 5月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ともいきる宝塚

イ 代表者の氏名 佐々木 基 文

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市小林1丁目2番20号

エ 定款に記載された目的

この法人は、在日外国人と日本人住民に対して地域における多文化共生の推進に関する事業を行い、たがいに国籍、民族、文化、言語などのちがいを認めあい、共に豊かにいきることのできる多文化共生のまちづくりに寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成23年 5月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ラフォーレ

イ 代表者の氏名 中 野 克 也

ウ 主たる事務所の所在地 三田市すずかけ台1丁目8番地9

エ 定款に記載された目的

この法人は、小中学生を対象にスポーツクラブ、学習教室、体験農業等の企画運営事業を行い、もって青少年の健全な育成ならびに親や家族の子育て支援に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成23年 5月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人円心

イ 代表者の氏名 大 長 利 英

ウ 主たる事務所の所在地 赤穂郡上郡町奥甲627番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域社会のすべての人に対して、住民・行政・企業が連携し充実した生活及び地域の発展を目指す事業を行い、安心で希望に満ちた暮らしを営むことのできる社会の構築に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成23年 5月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人まほうのつえ

イ 代表者の氏名 船 田 美 子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市西区月が丘四丁目14番地8

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び生活弱者をはじめ地域の住民に対して、生活支援事業を行うと共に、地球環境を保全するため、資源のリユース・リサイクルの推進事業を行い、地域に住む人々が安心して生活できる社会の支援と、地球環境を保全する循環型社会の創出に寄与すると共に、生活困難な世界の人々及び環境保全活動に対し支援することを目的とする。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成23年 6月10日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量

県庁WAN運用管理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県企画県民部企画財政局情報企画課システム管理室 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
西日本電信電話株式会社兵庫支店 神戸市中央区海岸通11番
- 5 随意契約に係る契約金額
103,311,660円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第15条第1項(d)による。



随意契約の相手方等の公示

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成23年6月10日

契約担当者
兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
財務会計システムに関するセンター運營業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県企画県民部企画財政局情報企画課システム管理室 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西 大阪市北区梅田3丁目3番20号
- 5 随意契約に係る契約金額
56,070,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第15条第1項(d)による。



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成23年6月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ホームセンターコーナン川西平野店
所在地 川西市平野三丁目335番ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により川西市から聴取した意見の概要
営業時間帯及び夜間や深夜、早朝において、青少年が蟻集し、近隣住民や近隣店舗、来店者に対し迷惑行為や不良行為を行うことを防止するため、設置者の体制整備や店舗及び店舗周辺環境整備を行うこと。また、営業時間帯及び随時必要と思われる時間帯に、制服着用警備員を複数配置し常駐すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成23年6月10日から1月間

正 誤

○平成23年 4月 5日付け（兵庫県公報第2275号）

兵庫県告示第432号（宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
8	上から 8	夢屋ホーム	夢家ホーム
同	上から 9	山 崎 隆 史	山 崎 隆 史